

## 海外経済要録

### 国際機関

#### ◇ IMF、SDRの第3回配分を決定

IMFは1月2日、SDR第3回配分(1月1日実施)の細目を発表した。今回の配分額は112か国計2,951.5百万SDR(71年12月31日現在のIMF加盟各国クォータにつき一律10.6%の割合で配分)で、日本に対する配分額は127.2百万SDRであった。

この結果、69年のIMF総会で決定された70年以降3年の「基本期間」に計9,314.5百万SDR(うち、日本377.4百万SDR)が創出されたことになる。なお、第1回(70年1月1日)の配分総額は3,414百万SDR(うち、日本121.8百万SDR)、第2回(71年1月1日)は同2,949百万SDR(うち、日本128.4百万SDR)。

### 米州諸国

#### ◇ニクソン大統領の一般教書

ニクソン大統領は1月20日、恒例の一般教書を議会に提出した。同教書では、ベトナム戦争の縮小、最近の国内景気の回復歩調や先般の通貨調整実現などをふまえて、米国経済が現在「戦争なき新たな繁栄に向かって前進しつつある」とし、平和時の完全雇用実現に向かってさらに努力する旨述べるとともに、社会福祉制度の改善、政府の機構改革、revenue sharing(連邦財源の地方自治体への配分増加)等昨年来提案の問題につき、「本年こそ実践の年」として議会の協力を強く要請した(提案の趣旨説明のため教書本文のほか15千語にのばる付属文書を提出)。また、対外面では、世界の現状に即した現実的な対外政策のあり方と中ソ訪問の意義についてもふれている。教書のおもな特徴点は次のとおり。

- (1) 72年は世界各国との平和共存達成に向かって戦後最大の前進を期待できる年となろうが、平和の達成には國防力を維持することが必要であり、このため73年度予算では国防支出を増額する。
- (2) 国内面では、生産、消費、所得、雇用等が上向く一方、金利の低下、インフレの鈍化等から企業と消費者のコンフィデンスが高まり、米国は戦争なき新たな繁栄に向かって前進しつつある。しかし失業率が依然6%の水準にあるのは問題であり、インフレ的でない拡大予算等により平和時における完全雇用を達成する

よう努める。

(3) 米国産業の対外競争力維持かたがた平和時における完全雇用達成のためにも技術研究開発を推進する必要があるので、近く議会に対し、民間の技術研究開発促進のための国家助成措置を盛り込んだ特別教書を提出する。

(4) これまで初等中等教育費調達のための主要財源として依存してきた地方財産税は、過大かつ差別的な課税となりつつある一方、学校経費を十分まかないえないなど種々問題があるので、大統領特別委員会および政府間関係諮問委員会の協力を得て、本年中に財産税の負担軽減と十分な教育費調達方法を講ずるための勧告を行なう。

#### ◇ニクソン大統領の予算教書

ニクソン大統領は1月24日、1973会計年度(1972年7月～73年6月)予算教書を議会に提出した。同教書の概要是次のとおりで、大幅赤字を計上しながらも、前年度当初予算に引き続き完全雇用予算ベースでの均衡を維持することにより、インフレ促進にならない程度の景気刺激を目指すとしている。

(1) 予算規模は、歳入2,208億ドル(72年度実績見込み1,978億ドル比11.6%増)、歳出2,463億ドル(同2,366億ドル比4.1%増)と歳出の伸びに比べ歳入の伸びが大きいが、収支じりは、72年度(388億ドルの赤字見込み)ほどではないにしても引き続き255億ドルの巨額の赤字を計上している。ただし、完全雇用予算ベースでは7億ドルの黒字(72年度当初予算1億ドルの黒字、同実績見込み81億ドルの赤字)となっており、ニクソン大統領は議会に対し、歳出規模の増額修正によりこの完全雇用予算ベースでの黒字をくずさないよう要請している。

なお、72年度赤字見込みが当初予算(赤字116億ドル)の3倍以上に増大したのは、景気回復の遅れに加え「1971年歳入法」成立に伴う税収減(見込み44億ドル)もあって、多額の歳入不足を生じたことが主因である。

(2) 岁入面では、上記歳入法成立に伴う税収減(見込み69億ドル)等にもかかわらず、景気拡大(72年の名目GDP成長率9.1%)を背景として、法人税(72年度実績見込み比+19%)、個人所得税(同+9%)等の大幅な税収増を見込んでいるほか、社会保障税の増徴(税率、課税最高限度とも引上げ)による歳入増(同+18%)が目だつ。なお、一部で予想された付加価値税の採用は提案されていない。

(3) 岁出面では、教育、保健、所得保障等の人的資源(human resources)関係支出が引き続き著増(72年度実績見込み比73億ドル増)の反面、国防費は小幅増に

### 米国の1973年度予算案

(単位・億ドル)

	1973年度 予算案	1972年度 実績 見込み	前年度比 増減(△)額
歳 入	2,208	1,978	230
歳 出	2,463	2,366	97
収 支 じ り	△ 255	△ 388	133
歳 入 内 訳			
個 人 所 得 税	939	865	74
法 人 税	357	301	56
社 会 保 障 税	637	541	96
消 費 税	163	152	11
そ の 他	112	119	△ 7
歳 出 内 訳			
国 防 費	783	780	3
国際関係費	38	40	△ 2
宇宙開発費	32	32	—
農業関係費	69	73	△ 4
天然資源費	25	44	△ 19
商業・運輸費	116	119	△ 3
地域開発・住宅費	48	40	8
教育・労働費	113	101	12
保健費	181	170	11
所得保障費	697	652	45
復員軍人費	117	111	6
国債利息	212	201	11
一般行政費	55	53	2
一般交付金	50	23	27
そ の 他	△ 73	△ 73	—

(注) 完全雇用予算ベースでの収支次のとおり(単位・億ドル)

	1973年度 予算案	1972年度 実績 見込み	当 初 予 算	1971年度 実績
歳 入	2,450	2,250	2,293	2,141
歳 出	2,443	2,331	2,292	2,092
収 支 じ り	7	△ 81	1	49

### 歳出項目の構成比推移

(単位・%)

	1973年度 予算案	1972年度 実績 見込み	1971年度	1970年度
國 防	32	33	37	41
人 的 資 源 計 画	45	44	42	37
そ の 他	33	33	21	22

とどまり(同3億ドル増)、この結果、歳出に占める割合は前者が45%(72年度実績見込み44%)、後者が32%(同33%)となった。もっとも、継続費を含めた国防費支出権限(budget authority)でみると、戦略兵器増強等により853億ドルと前年度実績見込み比60億ドルの増加となっている。

### ◇ニクソン大統領の経済報告

ニクソン大統領は1月27日、1972年の経済報告を議会に提出した。主要点は次のとおり。

(1) 1972年の経済政策の目標は第1に失業率の低下、第2に物価の安定である。失業率については年末までに5%程度(neighborhood of 5 percent)に引き下げ、一方物価(GNPデフレーター)上昇率は年間で約3¼%、年末までには年率2~3%に抑えることを目標とする。

(2) 失業率低下のためには拡大的な財政・金融政策が必要であり、財政政策では、すでに減税が行なわれ72年度予算は388億ドルの大幅赤字となる見込みであるほか、73年度予算も前年度を下回るもののかなりの赤字(255億ドル)を計上している。同時に、景気拡大をさきえるには金融政策面からの支持、つまり71年度後半にほとんど伸びなかった通貨供給を増加させることが必要であるが、連邦準備当局はすでにこれに着手している。また物価の安定については、上記73年度予算を昨年度に引き続き完全雇用予算ベースで均衡させるとともに、現行の賃金・価格規制策をインフレ再燃のおそれがなくなるまで存続させる。

(3) 上記諸政策にささえられ、1972年のGNPは名目11,450億ドルと前年比約9½%増、実質でも約6%の伸びが期待される。これを需要項目別にみると次のとおり。

個人消費	+ 8 %	前年 + 7.5 %
設備投資	+ 8 %	〃 + 6.0 %
住宅投資	+ 15%以上	〃 + 33.6 %
在庫投資	80億ドル	〃 21億ドル
純輸出	0億ドル	〃 7億ドル
政府財貨サービス購入	+ 11%	〃 + 6.2 %

(4) 国際経済問題に関しては、昨年の通貨調整により新しい国際通貨制度を検討するための舞台は作られたが、今後解決されるべき基本的な問題は、①変動幅拡大、フロート許容の条件等為替相場「固定(fixity)」の程度、②国際収支均衡維持のための弾力的通貨調整のメカニズムの確立(黒字国にも赤字国にも同等の平価調整圧力を及ぼし、米国にも他国と同程度に調整の自

由を認める)、③短資移動の規制および各國の財政金融政策の協調、④国際流動性の問題、とくに金の役割の縮小、S D R の役割の増大、ドルと他の準備通貨の位置づけ、などである。

(4) 通商問題については、引き続き貿易の自由化を推進するとともに、これに伴い困難に陥る国内産業に対しては総合的な調整援助措置を探る必要がある。繊維にみられるような対米輸出自主規制は必ずしも望ましい政策ではない。また、今後各国内の農業価格支持政策の再検討を含め輸入制限緩和の交渉を進める必要がある。

#### ◆金融制度に関する大統領委員会の答申

金融制度に関する大統領委員会(President's Commission on Financial Structure and Regulation、いわゆる Hunt 委員会)は、70年 6月発足以来民間金融機関の機能を改善する勧告案を策定するため、米国の民間金融制度の構造、運営状況、規制のあり方につき検討を進めていたが、71年12月22日その結果をとりまとめニクソン大統領に答申した。本答申の主眼は、各種金融機関の業務範囲を近づけ、金融機関相互間の競争を促進する一方、規制措置の弾力化ないし画一化を図ることなどにあり、89項目に及ぶ広範囲の勧告を行なっている。その主要点は次のとおり。

(1) 大口預金(10万ドル以上)に対する最高金利規制を即時撤廃するとともに、小口預金については必要な場合に限り金融機関の種類別に最高金利を設定しうるスタンダードバイ权限を連邦準備制度理事会に付与するが、本权限についても段階的に金融機関間の最高金利の統一を図りながら10年後に撤廃することとする。

(2) 中小金融機関(Savings and Loan Associations, Mutual Savings Banks等)の業務範囲を拡大(個人向け当座勘定、クレジット・カード、消費者金融等の業務を新規に認め、国債・地方債・株式等有価証券投資に関する制限を緩和)するほか、商業銀行や中小金融機関が現行銀行持株会社法に認められる基準の範囲内での銀行業付随業務を行なうことを認める。同時に中小金融機関の商業銀行等異種金融機関への転換を弾力化する。

(3) 州法銀行および当座勘定を有する中小金融機関はすべて連邦準備制度に強制加入とし、その支払準備率を地域、業態、規模によらず一律(要求払預金のみ。最高22%、最低7%)とする一方、定期性預金等に対する準備率適用は廃止する。

(4) 金融機関の検査監督権限については、原則として、

国法金融機関の場合は Office of the National Bank Administrator(現在財務省の管轄下にある Office of the Comptroller of the Currency を独立機関に改組)、州法金融機関の場合は Office of the Administrator of State Banks(新設)に集中し、連邦準備制度の監督権限はこれに移譲する。同時に、各種預金保険機構の統一的な運営を図るため、現行の Federal Deposit Insurance Corporation 等を統合して Federal Deposit Guarantee Administration を新設する。

(5) 各州内における金融機関の支店設置制限を撤廃する。

(6) 各金融機関について住宅、不動産関係等融資の規制を大幅に緩和する。

(7) 各種金融機関に対する税制や預金保険制度適用の基準を統一する。

(8) 住宅金融については、F H A(連邦住宅局)やV A(復員軍人局)の保証付き抵当貸出の最高金利規制を撤廃する。

#### ◆Bank of the Commonwealth の経営破たんに対する救済措置

連邦預金保険会社(Federal Deposit Insurance Corporation, FDIC)は1月18日、かねて経営悪化が伝えられ Chase Manhattan Bank(CMB)のてこ入れをうけた Bank of the Commonwealth(デトロイト所在、預金量約10億ドル、71年 6月末全米59位)に対し、①60百万ドルを限度とした救済融資の実行、②大幅減資、③債務の一部たな上げ、などを内容とする再建案を提示した。本件は FDIC 設立後最大規模の経営破たんである。

同行破たんの原因は、①60年代後半に流動性の乏しい二流長期債を大量に取得し金融引締め下に多額のキャピタル・ロスを生じたこと、②高利運用を求めて危険度の高い貸出を実行し多額のこげ付きを招いたこと、③流動性補てんのため高利のユーロ・ドラー等に依存せざるをえなかったこと、などの経営杜撰にあるとされ、CMB の支援も奏功しなかったものである。

FDIC は、解散、合併といった通常の措置をとらずこうした例外的な再建築を講じた理由として、①“billion dollar bank”を解散させると銀行組織全体に対する一般的の信頼にかかるうえ、②当面の預金保険支払額が巨額(7.5億ドル)に上ること、③一方、合併もデトロイト地区の金融集中度を考慮すると適当でないこと、をあげている。

なお、本再建案については 2月28日に予定される同行

株主総会の承認を要するが、すでにCMB等大株主は応諾の意向を示しているといわれる。

## 欧 州 諸 国

### ◇英国、長期国債を発行

英國大蔵省は1月21日、長期国債の発行を発表した。この国債は昨年10月に発行された長期国債(46年11月号「要録」参照)の英蘭銀行発行部手持ち分が払底したため、これを補充する目的で発行されたものである。発行要項は次のとおり。

発行日 1月26日

発行額 6億ポンド

償還期限 2015年1月26日

表面金利 7.75%

発行価格 96ポンド

応募者利回り 8.08%

なお、この国債の応募者利回りは既発債の市場実勢利回り(1月21日8.16%)に比しやや低めに定められているが、これは市場金利の漸落を促そうとする当局の意図を示すものと一般に受け取られている。

### ◇西ドイツ、7.5%利付公債を発行

西ドイツでは、連邦郵便(Bundes post)および連邦鉄道(Bundes Bahn)が本年1月にはいり、あいついで7.5%利付長期債を発行した。発行要項は次のとおり。

連邦郵便債 連邦鉄道債

発行日 1月14日 1月28日

発行額 400百万マルク 330百万マルク

表面金利 7.5% 7.5%

期間 10年 12年

発行価格 98% 99%

応募者利回り 7.69% 7.53%

これにより国内一流長期債の表面金利は昨年10月以来の7.75%の水準からさらに0.25%引き下げられたことになる。西ドイツの債券市場は昨年12月以来ブンデスバンクの金融緩和措置実施によって堅調をたどっていたが、本年1月にはいり、ドル不安を背景にドイツに再び流入した短資が高利回りの債券に買い向かったことに加え、利払期日の集中により再投資に向かう資金も増大したことなどの事情もあって、今回の発行条件の改善が可能となつたものである。

### ◇西ドイツ、中期債2銘柄を発行

西ドイツ連邦政府および連邦郵便は資金調達の一環と

して、それぞれ1月17日、21日に入札公募方式によって各500百万マルクの利付中期債(Kassen obligation)を発行した(表面金利6.5~7.0%、期間3~4年)。上記2銘柄の入札レート等次のとおり。

	連邦(総額500百) 中期債(万マルク)	連邦郵便(総額500百) 中期債(万マルク)		
入札日	1月17日		1月21日	
期間	3年	4年	3年	4年
表面金利	7%	7%	6.5%	7%
発行額	百万マルク 244.15	百万マルク 255.85	百万マルク 230.02	百万マルク 269.98
入札レート (応募者利回り)	100% (7.00%)	99½% (7.26%)	98½% (6.93%)	99¾% (7.19%)
ブンデスバンク提示の 最低価格 (同利回り)	99%	98½%	98%	99¾%
	7.24%	7.34%	7.02%	7.26%

なお、連邦郵便の中期債は、連邦中期債が債券市場の活況を映じ好調に消化されたのをながめ、急ぎ計画されたものと伝えられる。

### ◇西ドイツ政府、年次経済報告を発表

西ドイツ政府は1月26日、連邦経済省作成の1972年年次経済報告(Jahreswirtschaftsbericht)(注)を閣議で承認した。本件は3月第3週中の議会に提出される見込みである。

(注) 経済安定成長促進法第2条に基づき、政府は毎年1月に年次経済報告を議会に提出する義務を負っている。本年は作業の遅れなどから提出時期が若干遅れた模様。

報告の主要点は次のとおり。

#### (1) 72年景気見通し

イ. 年初の景気情勢は、製造業受注が前年を下回り生産も停滞するなど鎮静化が進む一方、物価面ではマルク・フロート後の輸入物価の低落を映じた工業製品卸売物価の落着きがみられるものの、生計費指数は賃金の大幅上昇の影響を端的に映じたサービス価格の高騰を主因に依然として上昇傾向を改めていない。このため物価の安定と適正成長・完全雇用の政策目標の実現が困難となってきている。

ロ. 上記情勢にかんがみ現状において物価の安定と完全雇用とを両立させるぎりぎりの目標として、GDP実質成長率2~3%(71年中2.8%)、生計費指数上昇率約4.5%(同5.2%)、失業率1%強(同0.8%)の組合せを設定する。しかしこの目標の達成には今後

における貨上げ圧力の鎮静が前提となっており、これが適正な水準に収まらない場合は、設備投資のいっそうの後退をみるであろう。

## (2) 政策的基本的態度

- イ. 国内経済について、政府は景気の過度の落込みを回避しつつ物価安定を実現するよう努力する。とくに成長面の目標を達成するため、政府は財政面からの措置として、①緊急発動予算の発動(連邦25億マルク、州16億マルク)、②景気付価税の還付(59億マルク)、③米国経済援助見返り資金(いわゆる E R P—Sonder—vermögen)による中小企業、地方団体への低利融資(10億マルク)、合計110億マルクの支出を行なう用意がある。これらの措置の実施時期は、景気動向をみて決定するが、現時点で判断すれば緊急発動予算の発動は今春から、景気付加税の還付は今夏から開始することが適當といえよう。
- ロ. 政府は、ブンデスバンクが最近、投資刺激効果を持つ金利および流動性政策を実施したことと欲する。政府とブンデスバンクとの間では今後も金融政策を為替相場体系を擁護するため運営していくという点で合意をみせている。

## 西ドイツの年次経済報告における政府見通し

(対前年比伸び率・%)

	1970年	1971年	1972年
個 人 消 費	+ 11.0	+ 10.7	+ 7.5~8.5
政 府 消 費	+ 13.8	+ 19.0	+ 10.5~
設 備 投 資	+ 23.9	+ 11.9	+ 3.5~4.5 11.5
(うち 政 府)	(+ 26.2)	(+ 7.9)	(+12~14)
経常海外余剰(十億マルク)	+ 11.0	+ 11.9	+ 13~ 15
G N P成長率(名 目)	+ 13.0	+ 10.9	+ 7~ 8
G D P ク(実 質)	+ 5.4	+ 2.8	+ 2~ 3
同 デ フ レ ー タ ー	+ 6.6	+ 7.3	約+ 5
生 計 費 指 数	+ 3.9	+ 5.2	約+ 4.5
失 業 率(%)	0.7	0.8	1強
企 業 財 産 所 得	+ 9.0	+ 4.1	+ 6~ 7
非 自 営 労 働 に よ る 粗 所 得	+ 17.7	+ 13.1	+ 7~ 8

資料: 1972年年次経済報告。

## ◇フランス、一連の景気支持策を発表

フランス政府は当面の景気情勢にかんがみ、1月12日の閣議において、概要次のような一連の景気支持策を決定した。

### (1) 企業の付加価値税負担の軽減

付加価値税過剰徴収分(注)(いわゆる butoire)の一部

を企業に還付し(5億フラン)、今後は付加価値税の過剰徴収をやめる(これによる72年中の税収減は7億フラン)。

(注) フランスの税制によれば、企業は付加価値税を納めるにあたり、課税対象売上げ総額に税率を適用した税額(適用税額)から、仕入れ品について仕入れ先がすでに負担していた税の総額(控除可能税額)を控除することが認められている。しかし、①売上げにかかる税率に比し仕入れにかかる税率のほうが高いとき、②投資額がかさむ一方売上げが伸びないときには、控除可能税額が適用税額を上回ることとなるが、このような場合、従来は全額控除が認められなかったので、政府は過剰徴収を行なったかったこととなっていた(71年12月末累積残高30億フラン、このうち上記①による分12億フラン、②による分18億フラン)。72年予算法は政府が政令により過剰徴収分の還付を行なう権限を与えている。

### (2) 国有化企業の投資計画の繰上げ実施等

国有化企業の1972年中投資計画(100億フラン)のうち上半期中に発注する部分を当初計画の2分の1から3分の2に引き上げる(これによる上期中の投資増加額は20億フラン)ほか、国鉄、フランス・ガスの72年中投資計画を追加する(それぞれ1.6億フラン、0.8億フラン)。

### (3) 公共投資の繰上げ実施

公共投資関係予算のうち、土木事業の一部(5億フラン)および住宅建設の一部(10億フラン)について予定を繰り上げ、上半期中に発注を行なう。

### (4) 貯蓄金庫(caisse d'épargne)の住宅貸付の促進

貯蓄金庫の1972年中の住宅貸付計画を前年比5億フラン増加し、14億フランとする。

## ◇フランス、公定歩合を引下げ

1. フランス銀行は1月13日、公定歩合を0.5%引き下げ(6.5→6.0%、ただしE C諸国以外向けの輸出関係中期手形割引率および大蔵省証券買入れ利率は据置き)、即日実施することを決定した。同行の新金利体系は次のとおり(カッコ内は旧レート)。

基準割引歩合	6.0%(6.5%)
証券担保貸付	7.5%(8%)
輸出関係手形(中期)	
E E C諸国向け	6.0%(6.5%)
その他向け	4.5%(据置き)
大蔵省証券買入れ利率	4.0%(据置き)

2. フランス銀行筋では、「今回の公定歩合引下げは、前回の公定歩合引下げ(46年11月号「要録」参照)以降の海外における急速な金利の低下傾向を考慮するとともに、国内的には前日発表された財政面からの景気支持策(前項参照)を金融面から補完することをねらいとして決定されたものである」と説明している。

#### ◇オーストリア、流動性吸収措置等を実施

1. オーストリア国民銀行は1月31日、大蔵省・金融界と協議の結果、次の流動性吸収措置を実施する旨発表した。

(1) 最低準備率の一率1%引上げ(2月1日以降実施、新レートは下表参照)。

(2) 売出手形(Kassenscheine、期間3か月、金利3.0%)の売却(10億シリング、売却代り金は買戻しもしくは償還のときまで国民銀行に凍結)および連邦公債(Schatzscheine、期間10年、金利6.75%)の発行(注)(10億シリング、発行代り金は6月末まで国民銀行に凍結)。

(注) 当初外国市場で起債が予定されていたもの。

(3) 市中貸出増加額規制枠の2%引下げ

市中貸出増加額規制枠(Kreditplafond)は、大蔵省と市中銀行との紳士協定(1957年締結)により銀行の預金債務および純資産に対しそれぞれ一定の比率を乗じて算定されているが、今回、預金債務に対する比率を商業銀行について70%から68%に引き下げた。なお、純資産(注)に対する比率(現行75%)は据え置いた模様。

(注) 純資産は払込済み資本金および準備金(年金準備金を含む)と定義されているが、不動産・建物および他企業に対する恒久的投資は控除される。

(4) 外貨流入防止措置の継続

市中銀行は国民銀行と市中銀行との紳士協定(1971年8月23日締結)により、8月13日以降流入分の外貨につきそのシリング対価の75%を国民銀行に凍結することとなっている(詳細については46年9月号「要録」参照)が、同協定の有効期限(当初1月末)を本年6月末まで延長する。

2. 上記の一連の措置に関し、オーストリア国民銀行は、準備率引上げと手形売出し、公債発行による流動性吸収を約40億ドルとし、これは現在過剰と目されている同国国内通貨量の前年同期を上回る分のはば半分に当たると説明している。また市中銀行筋では、今後は貸出金利の引上げを自粛し、外資の流入抑制に協力する旨表明

#### オーストリアの最低準備率

(1972年2月1日以降、カッコ内は旧レート、単位・%)

金融機関の規模	当座預金	短期定期・貯蓄預金(注)	長期定期・貯蓄預金(注)
準備対象債務で40百万シリング以上	10.5 ( 9.5)	8.5 ( 7.5)	7.5 ( 6.5)
準備対象債務で40百万シリング未満	6.5 ( 5.5)	6.0 ( 5.0)	

(注) 短期は1年未満、長期は1年以上のものをいう。

した。なお、同国 Androach 蔵相は、景況が企業マインドの持直しから当面高水準のまま推移することが見込まれるおり、資金・物価のスパイク的上昇等インフレの高進を未然に防ぐうえで時宜を得た措置であると述べた。

#### ◇ベルギー、公定歩合を引下げ

1. ベルギー国民銀行は2月2日、公定歩合を0.5%引き下げ(5.0→4.5%)、翌3日から実施することを決定した。

新金利体系は次のとおり(カッコ内は旧レート)。

#### 割引

##### 銀行引受手形および輸出・輸入関係手形

4.5%(5.0%)

その他の手形 6.0%(6.5%)

#### 貸付

期間130日以内のTBおよび  
国債基金証券担保 5.5%(6.0%)

期間130日超374日以内のTBおよび  
国債基金証券担保 5.75%(6.25%)

その他の公債担保 6.0%(6.5%)

2. ベルギー国民銀行筋では今回の公定歩合引下げについて、「前回の公定歩合引下げ(1月号「要録」参照)以来1か月を経過していないが、その後も海外金利の低下が進み、かたがた為替市場においてベルギー・フランが一段と強調を示している(注)事情を勘案すると、公定歩合の再度引下げにより金融市場金利の低下を促進して内外金利差を是正することがぜひとも必要と認められた。なお、国内経済は引き続き伸び悩み傾向を脱していないので、今回の引下げは景気支持の観点からも適当と判断された」と説明している。

(注) ベルギー・フランの直物相場は、通貨調整後は一貫して騰勢を持続し、1月中旬セントラル・レートを突破、2月初めには介入上限(対ドル43.8075)に接近するに至った。

#### アジア諸国

#### ◇韓国、公定歩合等を引下げ

韓国では1月17日、次のとおり公定歩合ならびに市中預資金利の全面的引下げを実施した(年利・%)。

(1) 公定歩合	改訂後	改訂前
商業手形再割引	13.0	16.0
担保貸付		
商業手形担保	17.0	20.0
国債、政府保証債券担保	17.0	24.0
並手担保	19.0	24.0

うち優良企業手形担保	17.0	24.0	2年もの	6.0	6.25
(注) 輸出前貸(3.5%)、輸出品用原材料輸入決済資金貸付(6.5%)等は据置き。			3年もの	6.5	6.75
(2) 市中金利			ただし、1か月もの預本金利(3.0%)および貯蓄預本金利(3.5%)はいずれも据置き。		
貸出金利			(2) ファイナンス・カンパニー預本金利		
商業手形割引	19.0	22.0	3か月もの	5.75	6.5
うち韓国銀行再割適格分	18.0	20.0	6か月もの	6.0	6.75
並手貸付			1年もの	6.5	7.0
1年以内	19.0	22.0	2年もの	6.75	7.25
1年超3年以内	19.5	22.5	3年もの	7.25	7.5
3年超5年以内	20.0	23.0	ただし、貯蓄預本金利(4.5%)は据置き、また4年もの(従来7.75%)、5年もの(同8.0%)は今後預金者との個別交渉にゆだねられることになった。		
当座貸越	22.0	24.0	今回の措置は、主産品ゴムの海外市況低落(71年中16%)などに伴う経済活動の沈静化に対処して国内投資を刺激するとともに、海外金利の低下により割高となった金利水準を是正する見地から実施されたものである(なお、同国では公定歩合は未公表)。		
コール・ローン	16.0	19.0			
延滞貸出	31.2	36.5			
(注) 輸出前貸(6.0%)、輸出品用原材料輸入決済資金貸付(9.0%)等は据置き。					
預本金利			◇クメール、為替安定基金を設置		
定期預金			クメール(カンボジア)は1月14日、主要6か国の援助資金により為替安定基金を設置、3月から発足する旨発表した。		
3か月もの	7.8	10.2	同国は、戦乱に伴う生産・流通機構の崩壊や軍事費の膨張を主因とする財政インフレの高進などから国際収支は危機にひんし、外貨準備も枯渇するに至ったため(昨年8月末35百万ドル、年初来25百万ドル減)、昨年10月末には変動相場制に移行し、実質的切下げ(当初62.5%、その後若干手直し)を行なう一方、隣国ラオスの例にならい、わが国や米国など関係国の援助により同基金を設立したもので、為替相場の安定を図るため毎年2千万ドル程度(注)の資金拠出を受け、平衡操作を行なうことになっている。		
6か月もの	11.4	14.4			
1年もの	16.8	20.4			
2年もの	17.4	21.3			
貯蓄預金	6.6	8.7			
国民貯蓄組合預金	17.4	21.0			
納税準備預金	8.4	10.2			
こども預金	7.2	8.7			
(注) 通知預金(5.0%)、普通預金(1.8%)等は据置き。					
なお、上記利下げに伴い、銀行の預貸金の利ざやは若干拡大した。					
今次措置は、最近における企業の経営悪化と不良債権(貸出総額の15%)の増加に伴う銀行収益の低下に対処するため採られたものである(「国別動向」参照)。					
◇マレーシア、預金・貸出金利を引下げ			(注) 本年度の援助国別拠出予定額		
マレーシア国立銀行は1月18日、商業銀行の預貸金利およびファイナンス・カンパニーの預本金利を次のとおり引き下げる旨発表、21日から実施した(年利・%)。			千米ドル		
(1) 商業銀行	新金利	旧金利	日本	5,000	
貸出金利			米国	12,500	
政府・公共企業体向け優遇貸出	7.0	7.5	豪州	1,000	
一般貸出	7.5	8.0	ニュージーランド	120	
預本金利			タイ	240	
3か月もの	5.0	5.5	マレーシア	100	
6か月もの	5.25	5.75	合計	18,960	
1年もの	5.75	6.0			

### 共産圏諸国

◇1972年度日中覚書貿易取決めの年内調印

1972年度の日中覚書貿易交渉は、政治会談が円滑裡に

進められたこともあるって、MT (Memorandum Trade) 貿易の発足(68年)以来、はじめて年内妥結(12月21日調印)をみた。

取決め総額は、往復で1億ドル弱と前年を30%方上回るものと推定されており、さらに今後の業界別交渉によって若干の上積みも期待されてはいるが、近年における友好商社取引のシェア増大の結果、既往最高の66年実績(約2.1億ドル)に比べるとまだ半分程度にとどまっている。

品目別にみると、わが国の輸出面では普通鋼、農薬、化学原料、機械等が前年に比べ20%程度の増加をみており、一方輸入面では、これまでのわが国側の出超を是正し、輸出入を均衡させるために、玄そば、液卵の枠が大幅に拡大されたほか、新たに、ほたる石、葉たばこ、生鮮野菜等が加えられた。

なお、本協定に基づく企業別交渉では、肥料、鉄鋼等の輸出価格(pond建)についてわが国は今回の国際通貨調整による円の大幅切上げ(中国元の対英ポンド・レートは据置き)に伴い値上げを要請しているが、逆に値下げを求められる可能性も強く、交渉はかなり難航することが予想されている。

#### ◇ユーゴスラビア、非居住者のディナール預金勘定に交換性を付与

ユーゴスラビア政府は、非居住者が外国為替取扱銀行に開設したディナール預金勘定について、1月1日以降

西側主要国通貨との交換を認めることとした。

従来非居住者は、外国為替取扱い銀行に交換可能外貨による預金勘定を開設し、対外経常取引の受払いに充当することを認められ、当該勘定残高の本国送金も保証されていた。これに対し、別途ディナールで保有を認められていた預金勘定については、国内での諸経費ならびに家族生活費の支出に充当することが許可されていたにとどまり、外貨資金を源泉とする勘定であっても、残高を外貨に交換することはまったく禁止されていた。

今回の措置は、非居住者が外国為替取扱銀行に上記ディナール預金勘定を自由に開設することを認め(従来はユーゴスラビア国立銀行の承認が必要とされていた)、経常取引の受払いに充当することを許可すると同時に、勘定残高を自由に外貨と交換することを認めたもので、合理的な為替相場の形成と完全な貿易自由化、ディナールの完全な交換性付与を目指す一連の施策の第一歩をなすものと説明されている。もっとも、当面の国際収支は赤字が累積して外貨準備は窮屈を続けているので、輸入制限はむしろ強化され、海外旅行者も外貨の割当てに代えて一定額(500ディナール)までの自国通貨の持出しによって所要経費の支払に充当することを義務づけられるなど、外貨の節約に留意せざるをえない情勢にある。したがって今回の措置は、さしあたり手続面の改正にとどまり、実質的な裏付けはすべて今後の課題とならざるをえないようである。